

各説

電

熱

八戸

三三五KW

五〇

六、従事員(九二二)

代表者 互元啓

主任技術員 出口孝雄

其他職員 四人

傭員 一九人

計 二三人

第二節 満洲電業株式會社事業

満洲電業株式會社は沿革及概説に於て略述せる如き主旨の下に誕生せるものにして満洲電氣事業界に重要な役割を占むるものなるが故に以下單單にその設立經過を述べその事業内容に及ぼんとす。

昭和七年六月關東軍特務部は満洲國政府當局と協議したる結果、全滿電氣事業統制を實現する爲満洲國實業部に電業監理局を設置し同局に於て全滿洲國の電氣事業の統制的監督並國內主要電氣事業の合同工作に當らしむることとせり。然るに種々研究の結果合同の範圍を擴大して滿鐵附屬地内日本側電氣事業をも包括することに依り日滿兩國斯業の提携合同を策するの時宜に適せることを認識するに至りしが、更に爾後狀勢の進展は關東州内南滿洲電氣株式會

社の事業をも合同に加ふることに依り統制工作の理想化を一層剴切ならしむるの動向を誘致したる結果竟に昭和八年六月第一次合同事業者の範圍を左の如く豫定するに至れり。

イ、日本側 南滿洲電氣株式會社

營口水道電氣株式會社

北滿電氣株式會社

ロ、滿洲側 奉天電燈廠

新京電燈廠

吉林電燈廠

哈爾濱電業局

齊々哈爾電燈廠

安東電業股份有限公司

而して地方的小電氣事業は合同會社よりの投資に依り之が統制を期する方針を決定し續いて

イ、資本を金圓とし日滿合辦の滿洲國特殊法人とす

ロ、本社を新京に置く

ハ、重要事項に關しては豫め滿洲國政府の承認を受けること

各 説

五一

各 説

五二

を骨子とする電気合同会社設立要綱の決定を見たり、次で關東軍特務部及日滿兩國監督官廳並各事業關係者等より吉田委員長外約二〇名の設立準備委員を任命又は委嘱され之等委員に依りて各般の準備工作が具體的に進めらるゝことゝなり、設立工作の第一段階に入れり。

設立準備委員に於ては昭和八年六月最初の準備委員總會を開催し數名の特別委員を選びて大綱を定め更に法制評價及業務の三小委員會を設けて各専門的に研究審議をなしたる結果、各小委員會に於て得たる成案を審議する爲同年十一月第三回準備委員總會の開催を見しが偶々評價部門に屬する事項に關し種々意見ありて審議案の決定を見るに至らず、超えて昭和九年二月に至り軍は滿洲電気協會内滿洲電気委員會の推薦に係る左記九名

中村	雨宮	岡村	係	高橋	野田	藤井	糟谷
村富	宮春	村金		橋康	田清	井崇	谷陽
士太	雄	藏	激	順	一郎	治	二
郎							

を評價委員に委嘱評價決定工作の爲出馬を煩はすことゝなれり。

田 中 恭

評價委員に於ては爾來二ヶ月餘に亘り親しく現地の調査に就き各事業者の意見等をも聴取して之を考慮に入れ慎重熟議の結果同年四月評價の決定を見るに及び答申するところあり而して其の評價は昭和八年一ケ年間の各事業収益力を還元することを大綱とするものにして、尙成案を得る過程に於て特殊の考慮を拂ふ必要ある向に對しては周密なる用意を備へ以て公正妥當なる計數を算定せるものなりしを以て、一時難問視せられたる本案件も全事業者の認諾を得ることゝなり、茲に幾曲折を経たる事業評價も圓滿なる解決を見るに至れり。

斯くて昭和九年五月第四回準備委員總會開催され。

イ、評價委員の報告事項

ロ、合同會社設立要綱

等の審議を了したるを以て進んで今後の準備工作を進むる爲準備委員中より九名の實行委員を設け、新京に於て諸種の準備工作をなす一方夫と並行して日本政府の諒解を得る爲案を携行して同年五月より七月に亘り吉田委員長外二、三の實行委員の上京を見ることゝなれり。

斯くて上記上京委員に於ては現地に於ける諸事情を縷述して本合同會社が負ふべき使命遂行に對する案の妥當性等につき條理を盡して主張するところあり、幾多折衝の結果同年七月内

各 説

五三

各 説

五四

關資源局に於て關係各省會議開催さるゝ運びとなり。

イ、會社は日滿合辦の滿洲國法人とし資本金は日本國通貨約九千萬圓とす

ロ、本社を新京に置く

ハ、日滿兩國政府は電氣事業取締の爲可及的同一内容を有する電氣事業法令を發布す

ニ、其の他日滿兩國の監督權行使範圍

等を内容とする議案の決定を見るに至り斯くて東京に於ける設立準備工作の目的を達成するを得たり。

右の如くにして本合會社は滿洲國普通法人として成立するの最後段階に入りたるを以て滿洲國政府に於ても別に特別法を公布せず事業特許の附款命令乃至電氣事業法等にて事業監督の實果を收むべきことに方針決定し滿洲國政府並關東廳關係者に於て電氣事業法の改正に著手せる一方準備委員會側に於ける設立工作も著々進捗を示し昭和九年九月事業代表者會議開催され從來の設立經過報告と共に今後の設立事務に對する各事業者の協力を求むることゝなり斯くて同月十四日各事業者より派遣せられたる調査員に依り各事業者が合會社に引續ぐべき財産の内容並其の繼承方式に關し調査を開始する運びに至り、同月十九日第一回發起人會を開催するに至れり。

發起人の氏名は左の通りにして

9810

各
説

社名を「滿洲電業股份有限公司」と決定せる外

イ、發起人間協定

ロ、設立準備委員長より發起人への事務引継

ハ、設立委員長委員及顧問の選任

設立委員長

同副委員長

同

同委員

吉 川 豊彦
入 江 正太
孫 池
小 寛

王 温 五
岡 村 聘
奥 村 金
谷 川 善 次
迫 喜 平
巴 英
林 鶴
和 之 蔵 次 郎 次 額 阜

1194

2810

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 顧問
 ニ設立事務進捗に關する協議
 をなし引續き新京大同大御豊樂路の設立事務所に於て設立委員のもとに法制、財務業務及給與
 の四班及幹事室を設け夫々事務を分擔處理し、十月十九日の第二回發起人會に於ては
 イ、定款作成
 ロ、出資契約締結
 ハ、株式引受完了
 をなし同二十六日株金拂込完了し、同日第三回發起人會に於て左記重役
 各 職

雨宮春雄	糟谷陽二	溫谷和	王聘之	石橋米一	高橋仁一	奥村慎次	田中恭男	武安福
------	------	-----	-----	------	------	------	------	-----

五七

1195

0138

各	社	副	同	常	同	同	同	取	同	同	同	同	同	同	監
說	長	社 長		務 取 締 役				締 役						任 監 査 役	査 役

巴	高	趙	奧	迫	古	溫	岡	林	王	石	高	小	孫	入	吉	
	橋		村		泉		村			橋	橋	池		江	田	
英		壽		喜	光		金	鶴	聘		米	仁		正	豐	五八
	貫		慎	平										太	彦	
額	一	芳	次	次	男	和	藏	卓	之	一	一	笕	激	郎		

1196

同

谷川善次郎

の選任をなし、翌二十七日重役會に於て顧問に糟谷陽二氏、技監に雨宮春雄氏を委嘱することを決議せり。本會同會社設立に關する官廳手續としては、十月二十五日滿洲國實業部より公司設立許可並資本認可の指令あり、十一月一日公司設立登記を申請し同日設立登記執照の下附ありて滿洲電業股份有限公司設立され、同月二十七日事業者引繼協議會に於て引繼に關する諸般の事務を打合せ、同月三十日實業部並關東廳より電氣事業經營の許可並供給規程設定認可の指令を受けたるに依り昭和九年十二月一日各事業者より本會同會社に營業引繼をなし茲に滿洲電業股份有限公司の營業開始を見るに至りたり。

營業區域は大體前記九事業者のそれを踏襲し殆んど全滿各地に亘り居れり。之に對し本公司は本社を新京に置き公司業務を總攬すると共に別に大連に支社を奉天、哈爾濱、新京に電業局を營口、鞍山、安東、吉林、齊々哈爾に支店を設置しそれぞれ當該地域の業務を管轄せしめ更にその下に

蘇家屯、北票、朝陽、洮南、通遼、海城、鶴冠山、連山、關范家屯

の九地方に出張所を設け別に本社直轄として

承德、掖河、牡丹江を含む、北安、鎮佳木斯、海拉爾、岫巖、清原、凌源、臨江

の諸地方に電氣事業を經營し居れり。

各説

五九

各 説

同公司の營業開始時に於ける關係會社次の如し。

瓦房店電燈株式會社

大石橋電燈株式會社

遼陽電燈公司

鐵嶺電燈局

開原電氣株式會社

新義州電氣株式會社(滿洲國外)

東方電業股份有限公司

綏中電燈股份有限公司

鳳城電業股份有限公司

大同電氣株式會社

遼源華興電氣股份有限公司

延吉電業股份有限公司

敦化電業股份有限公司

克山電業股份有限公司

赤峯電燈廠

錦縣電氣股份有限公司

法庫縣電燈廠

農安明星電燈股份有限公司

滿洲里市電燈廠

下九台電汽廠

依蘭電業股份有限公司

山海關電燈股份有限公司

秦榆電燈股份有限公司

大連支社

昭和九年十二月一日滿洲電業會社成立すると同時に從來主として南滿洲電氣會社の營業區域たりし大連民政署管内(大連灣會舍溝會を除く)を直轄營業區域とし、特殊供給區域として旅順金州、普蘭店、貔子窩、四民政署、瓦房店電燈會社、炸子密採炭所、滿鐵金州驛信號川變電所及内外棉株式會社を含むその業務管轄區域は關東州全般を包含す。

由來關東州殊に大連の地は滿洲に於ける電氣事業に取りて最も重要な土地にして滿洲電氣事業史の第一頁は實に西曆一九〇二年(明治三十五年)十月露西亞が當地濱町に發電所を建設せし時に始まる。

各 説

六一